

●区域区分（法第7条）

都市の無秩序な市街化を防止し、健全な発展と秩序ある整備を図るため、市全域を昭和45年6月10日、市街地として積極的に整備する区域（市街化区域）と、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに区分（線引き）しています。

その後、7回に亘る線引き見直し及び土地区画整理事業等による保留区域の市街化区域編入により、現在は市街化区域約3,152ha、市街化調整区域約3,636haとなっています。

市街化区域 約3,152ha

（市域の46.4%）

市街化調整区域 約3,636ha

（市域の53.6%）

市街化区域及び市街化調整区域の推移

決定年月日 告示番号	区域区分	面積 (ha)	割合 (%)	合計 (ha)	備 考
昭和 45. 6. 10 県 第 493 号	市街化区域	2,956.2	43.55	6,788	当初決定
	市街化調整区域	3,831.8	56.45		
昭和 54. 3. 30 県 第 272 号	市街化区域	3,080	45.37	6,788	第 1 回変更 市街化区域へ編入 大神地区 21ha 田村地区 6ha 横内地区 31ha 真田・北金目地区 66ha
	市街化調整区域	3,708	54.63		
昭和 59. 11. 2 県 第 878 号	市街化区域	3,017	44.45	6,788	第 2 回変更 市街化区域へ編入 寺田縄 1.7ha 万田 0.75ha その他 0.002ha 市街化調整区域へ編入 金目川、鈴川 59.5ha 国有海浜地 5.6ha
	市街化調整区域	3,771	55.55		
平成 2. 12. 25 県 第 1094 号	市街化区域	3,017	44.45	6,788	第 3 回変更 市街化調整区域へ編入 龍城ヶ丘 0.23ha 袖ヶ浜 0.18ha
	市街化調整区域	3,771	55.55		
平成 6. 4. 1 県 第 358 号	市街化区域	3,073	45.27	6,788	市街化区域へ編入 真田地区 12.5ha 五領ヶ台地区 43.1ha
	市街化調整区域	3,715	54.73		
平成 7. 3. 24 県 第 203 号	市街化区域	3,095	45.60	6,788	市街化区域へ編入 東豊田地区 22.3ha
	市街化調整区域	3,693	54.40		
平成 9. 3. 28 県 第 224 号	市街化区域	3,083	45.42	6,788	第 4 回変更 市街化区域へ編入 田村地区他 1.3ha 市街化調整区域へ編入 鈴川他 12.9ha
	市街化調整区域	3,705	54.58		
平成 13. 11. 20 県 第 750 号	市街化区域	3,084	45.43	6,788	第 5 回変更 市街化区域へ編入 田村地区 0.77ha 南金目地区 0.03ha 真土地区 0.09ha 市街化調整区域へ編入 馬入地区 0.34ha 横内地区 0.01ha
	市街化調整区域	3,704	54.57		
平成 22. 3. 23 県 第 184 号	市街化区域	3,086	45.46	6,788	第 6 回変更 市街化区域へ編入 寺田縄・豊田・岡崎地区 2.3ha 四之宮地区 0.89ha 東八幡五丁目地区 0.02ha 出縄地区 唐ヶ原地区 市街化調整区域へ編入 桜ヶ丘地区 1.1ha
	市街化調整区域	3,702	54.54		
平成 27. 8. 28 県 第 413 号	市街化区域	3,154	46.46	6,788	市街化区域へ編入 ツインシティ大神地区 68.4ha
	市街化調整区域	3,634	53.54		
平成 28. 11. 1 県 第 488 号	市街化区域	3,152	46.43	6,788	第 7 回変更 市街化調整区域へ編入 桜ヶ丘地区 1.4ha 南原一丁目地区 0.3ha
	市街化調整区域	3,636	53.57		

市街化区域編入の推移

